

まもろうネットニュース第26号

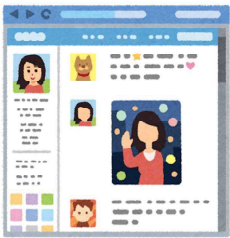
～登別市消費者被害防止ネットワークニュース～

発行日：令和5年4月25日

発行：登別市消費者被害防止ネットワーク

【事務局】登別市役所内：登別市消費生活センター（85-3491）

SNS をきっかけとした消費者トラブルに注意！！



SNS（LINE、Facebook、Twitter など）は便利なコミュニケーションツールですが、SNS 上に表示される広告がきっかけとなるトラブルや、悪質商法の勧誘手口として悪用されるケースが増加傾向にあり、若年層に限らず中高年層でも多くのトラブルが発生しています。※SNS とはソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称です。

事例 1. SNS 上の広告がきっかけとなったトラブル

SNS の広告に欲しかったブランド品が安く載っていたため、そのショッピングサイトにて注文した。サイトからは注文後の確認メールや発送メールはなく、電話番号も表記されていなかった。サイト内での説明では支払い方法は代引きのみとされており、商品が届いて開封したところ偽物だった。再び購入したサイトに問い合わせフォームやメールにて連絡したが返信がなかった。



事例 2. SNS 上で知り合った相手からの誘いがきっかけとなったトラブル

自分の SNS にメッセージを送ってきた女性がいた。その女性は海外に行きたいという夢を持っているようで、資金を増やすために暗号資産の投資を行っていると話していた。その女性の指示の通りにすればお金を増やすことができると聞き、自分も暗号資産の投資取引サイトに登録し、指示に従い暗号資産取引所に口座を開設してお金を入金した。2～3日後にはお金が増えていたことを確認し、更に儲けが増えるという女性の勧めで大金を追加で入金したが、数日後、女性と連絡が取れなくなり、口座からの出金もできなくなった。



このようなトラブルに遭わないためには・・・

- ◇大幅な値引きや低価格、商品の効果を過剰にうたう SNS 上の広告や、「簡単に儲かる」などの投稿やメッセージは鵜呑みにしないようにしましょう。
- ◇SNS 上で話の合う相手でも、本当に信頼できる相手なのか慎重に判断しましょう。

契約・取引に関するトラブルのほか、製品事故、多重債務等対応や判断に不安、お困りの場合はお気軽にご相談下さい！ 登別市役所内：登別市消費生活センター：☎85-3491

※裏面もお読みください

見守り 新鮮情報

新聞の**折込広告**で通常の半額の「拡大鏡」を見つけ、販売業者に**注文**の**電話**をした。その際「目に良いサプリメントの**サンプル**を送る」と言われた。後日拡大鏡とサプリメントが届いたが、同封の「明細書兼請求書」には、

拡大鏡が「プレゼント」、サプリメントが約3千円と記載されていた。その後**2カ月連続**、同じサプリメントが**届いた**ので、おかしいと思い「明細書兼請求書」を改めて確認すると「**1年定期**」と記載があった。注文した覚えはない。

(80歳代)

サンプルじゃないの!?

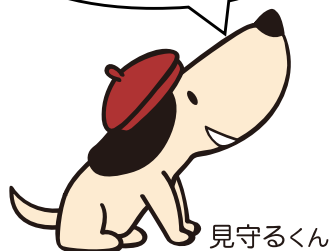


©Kurosaki Gen

サンプルのはずが 意図せぬ定期購入に

ひとこと助言

よく確認して



見守るくん

- 新聞広告の通販やテレビショッピングなどの電話注文時に、別の商品やサンプル等を勧められ承諾したところ、そちらが主契約の定期購入になっていたという相談が寄せられています。
- たとえサンプルであっても注文品以外のものを勧められたら、興味がなければきっぱり断り、興味を持った場合も、定期購入になっていないか等の詳細を確認し、説明が理解できなければ断りましょう。
- 商品到着後は、明細書などで定期購入契約になっていないか確認することが大切です。意図せず定期購入になっていたら、すぐに、販売業者に申し込んでいないことを伝えましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。